

諮問（情）第 51 号

答 申

第 1 審査会の結論

札幌市の出資団体の札幌振興公社（以下「公社」という。）が株式会社合人社計画研究所（以下「合人社」という。）と締結した藻岩山観光施設営業委託契約書（以下「本件契約書」という。）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯**1 公文書の公開請求**

異議申立人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 10 月 1 日付けで、諮問庁に対し、本件請求を行った。

2 原決定

諮問庁は、本件請求に係る対象公文書として、本件契約書を特定し、平成 27 年 10 月 15 日付けで一部公開決定（以下「原決定」という。）を行った。

原決定において非公開とした部分は、本件契約書第 11 条第 1 項及び第 3 項に定める営業保証金の額、本件契約書別紙 2 の営業料の額又は算定のための営業料率並びに本件契約書別紙 3 の「役割分担」中「1. 共通事項」の「(4) (2)により決定する各種企画事業費の負担」に定める負担額が記載された部分（以下「本件非公開情報」という。）である。

3 異議申立て

異議申立人は、原決定を不服として、平成 27 年 10 月 21 日に、諮問庁に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨**1 異議申立ての趣旨**

原決定を取り消し、非公開とした部分全てを公開するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであり、原決定は違法不当であるというものである。

- (1) 公社は札幌市がその資本金等の2分の1以上を出資する特定指定団体（札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱（昭和60年8月24日付け市長決裁）第2条第2項に規定する特定指定団体をいう。以下同じ。）であり、札幌市はその事業運営の公共性、公益性に鑑み、事業運営の透明性を確保するために当該法人の運営に係る情報を広く公にすべきところ、条例第7条第2号アに定める、法人その他の団体に関する情報であるという一事のみによって判断し、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる具体的な理由を何ら明示していない。
- (2) 合人社が札幌市の出資団体ではないことを考慮したとしても、合人社は、契約の締結に当たり、契約の相手方である公社が札幌市の出資団体であり、その事業運営の公共性、公益性に鑑み、事業運営の透明性を確保するために公社の運営に係る情報を広く公にすることが求められる可能性があることを容易に予想できたものと思われ、本件契約書の全部の公開が合人社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。
- (3) 本件非公開情報は、合人社が公社の所有する藻岩山観光施設の一部を使用することに対する賃借料の算定方法に相当する情報であると解される。特定の情報が条例第7条第2号アに該当するかどうかは、その情報が企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する具体的かつ明白なおそれがなければならぬと解される。本件非公開情報は、賃借料の算定方法を定めたに過ぎず、こうした情報は諮問庁が主張するように契約当事者の交渉により決定されるものなので、それが直ちに公社及び合人社の権利、利益等を害するとは認められない。
- (4) 企業の賃料を市民が知ることにより市民が得る利益はあまり考えられない。しかし、営業保証金については、企業の秘密に当たらないし、正しい営業保証かどうかは市民が判断すべきものである。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね次のとおりである。

1 非公開とする理由

以下の理由により、本件非公開部分は、条例第7条第2号アに該当する情報であると認められる。

- (1) 条例第7条第2号アの規定は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を原

則として保護しようとする趣旨で、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については公開しないことを定めたものであり、特定指定団体に係る情報であったとしても、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については、実施機関は公開することはできない。また、本件非公開情報は、公社と合人社との間に取り交わされた私企業同士の本件契約書のうち、営業保証金の額、営業料の額又は算定のための営業料率及び各種企画事業費の負担額（上限額）であり、これらの事項は、契約時の経済状況や社会状況、双方の経営状況、資産価値等を考慮し、交渉の結果として形成されるものである。そのため、本件非公開情報が公表されると、公社及び合人社が他の類似の契約を行おうとした場合、当該契約の相手方が本件非公開情報を有利な交渉手段として利用することが可能となり、公社及び合人社双方が取引上、不利益を被ることになる。したがって、本件非公開情報は、公社及び合人社の経営上の秘密に属するもので、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの」に該当するものと認められる。なお、この点については、原決定を行うに当たり、平成27年10月9日に公社及び合人社に聴取し、同様の見解であることを確認済みである。また、「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる具体的な理由」については、原決定において「経営上の秘密に属する情報」であることを明示している。

- (2) 合人社が他都市の観光施設に設けられるレストラン、売店等の運営事業に参画しようとする際に、本件契約において合人社が公社との交渉で設定した営業保証金の額、営業料の率等の本件非公開情報が競争相手に知られてしまうと、入札や企画提案の際に競争相手にとって有利になり、合人社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するから、本件非公開情報は、条例第7条第2号アに該当する。
- (3) 本件非公開情報が合人社の経営上の秘密に属するものであり、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するものと認められることは上記(1)で述べたとおりであり、条例第7条第2号アの規定がある以上、合人社は本件非公開情報が公開されることを容易に想像できたとは言えない。
- (4) 本件契約の対象となる場所は、公社が所有する観光施設内の場所であり、公有財産ではない。公有財産の使用料・賃借料は相手が誰であろうと同じ基準で定められているのに対して、本件非公開情報は公社と合人社の相対取引の中で決まったものであり、公有財産の使用料・賃借料と同列に論ずることはできない。

第 5 審査会の判断

1 非公開情報該当性

(1) 条例第 7 条第 2 号アの解釈

条例第 7 条第 2 号アにいう「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、単に当該情報が「通常他人に知られたくない」というだけでは足りず、当該情報が公開されることによって当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されることを要すると解すべきであり、また、そのことが客観的に認められなければならないものと解される（最高裁判所平成 13 年 11 月 27 日判決・平成 9 年（行ツ）第 241 号）。

(2) 条例第 7 条第 2 号ア該当性

ア 本件非公開情報が条例第 7 条第 2 号アに該当するか

一般に、企業が契約において交渉により形成した事項の内容が明らかにされた場合には、今後、その企業が類似の事業に参画しようとする際に手の内をさらすこととなり、他の企業との競争や契約相手方との交渉の際に不利になるものということができる。

本件においては、合人社が、今後、他都市の観光施設に設けられるレストラン、売店等の運営事業に参画しようとする際に、合人社が公社との交渉により設定した営業保証額、営業率等が競争相手や契約相手に知られた場合には、入札や企画提案の際に当該競争相手や契約相手にとって有利になることは明らかであり、合人社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することは客観的に見て明らかであると認められる。

また、諮問庁によれば、この点については、原決定を行うに当たり、諮問庁が平成 27 年 10 月 9 日に公社及び合人社に聴取し、同様の見解であることを確認済みであり、本件契約の営業補償額、営業率等については、第三者がその内容を容易に想像しうるような定型的な契約には当たらないとのことであった。

イ 公社の公共性・公益性について

異議申立人は、公社は市の特定指定団体であり、その事業運営の公共性・公益性に鑑み、その事業運営に係る情報を公開すべきであると主張しているため、この点について検討する。

どのような情報が条例第 7 条第 2 号アに該当するかは、法人等の種類、性質等

により異なりうるが、条例第 2 2 条に規定する出資団体等に関する情報である場合には、同号アに該当するか否かは、その公共性を考慮し、また、同条の規定に基づき設けられた出資団体等の情報公開制度に基づいて公開申出がなされた場合との整合性を考慮して判断すべきものと解される。

公社は札幌市の出資団体であり、その業務に関する情報については、その業務の公共性・公益性に応じた説明責任があると認められる。しかし、その一方で、本件契約の相手方である合人社は純然たる民間企業である。公社の業務に公共性・公益性があるからといって、純然たる民間企業に出資団体と同じ程度の説明責任を負わせることは適当ではない。

なお、諮問庁は、本件非公開情報を公にした場合には公社と合人社の双方の正当な利益を害すると主張しているが、本件については、公社と純然たる民間企業である合人社とを同列に考えるべきではなく、合人社の正当な利益を害するため非公開とすべきものと認められる。

ウ その他

異議申立人は、諮問庁は本件非公開情報が条例第 7 条第 2 号アに該当する具体的な理由を明示していないと主張するが、原決定において本件非公開情報が同号アに該当する理由を「経営上の秘密に属する情報」であることを明示しているものと認められる。

また、異議申立人は、合人社は本件非公開情報の公開を容易に予想できたと主張するが、直近においても合人社が本件非公開情報の公開に同意していないこと、本件非公開情報が合人社の経営上の秘密に属するものであり、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するものと認められることは上記アで述べたとおりであることから、合人社は本件非公開情報が公開されることを容易に予想できたとはいえない。

さらに、異議申立人は、本件非公開情報は合人社の公社に対する施設の賃借料の算定方法であり交渉により決定されるものであるから公開しても直ちに公社及び合人社の利益を害することはない、また、営業保証金は企業の秘密に当たらないと主張するが、本件非公開情報が条例第 7 条第 2 号アに該当することは、上記アで述べたとおりである。

エ 結論

以上により、本件非公開情報は、これを公にすることにより、合人社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められる。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年12月14日	諮問書及び諮問庁の一部公開決定理由説明書を受理
平成27年12月16日	異議申立人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成28年 1月20日	異議申立人の意見書を受理
平成28年 2月 2日 (第145回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
平成28年 2月12日 (第146回審査会)	異議申立人からの意見聴取、諮問庁からの事情聴取及び審議
平成28年 3月14日 (第147回審査会)	審議
平成28年 3月18日	答申